

独立行政法人教職員支援機構行動規範

平成29年4月1日

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上を図ることを目的としている。

機構に求められる公共性及び社会的責任が一層高まっていることにかんがみ、機構に対する社会的信頼の維持・向上を図るため、役職員が目的の達成に向けて職務を遂行するに当たっての「行動規範」を定める。

1. 法令等の遵守

役職員は、法令や規程等のもとより社会的ルールを遵守し、常に国民の視点に立って、高い倫理観と良識を持って、公平・公正に職務を遂行しなければならない。

2. 業務運営の効率性・透明性の確保

役職員は、報告、連絡、相談の徹底を通じて、必要な情報を互いに共有するとともに、効率的・効果的かつ公平で透明性の高い業務運営を行わなければならない。

3. 適正な会計処理

役職員は、機構の業務運営が基本的に公的資金に依拠していることを認識しつつ、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行わなければならない。

4. 厳正な情報管理

役職員は、個人情報や職務上知り得た秘密を厳重かつ適正に管理し、情報漏洩には細心の注意を払わなければならない。

5. リスクへの対応

役職員は、業務に関するリスクの早期発見・早期対応に努めるとともに、新たなリスクが生じた場合または生じようとしている場合には、速やかに上司等と協議し対応に当たらなければならない。

6. 健全な職場環境の形成

役職員は、個人の尊厳を尊重し、明るく健全な職場環境の形成に努めるとともに、安全衛生管理の徹底を図らなければならない。

独立行政法人教職員支援機構